



第234号
 発行 埼玉県神社庁
 さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
 電話048(643)3542
 編集 庁報室
 印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

「日本書紀」 編纂一三〇〇年の歳を迎えるにあたって……………	2
令和二年度ミニ講座「神社実務研修会」報告……………	7
令和二年度教化研修会報告……………	8
祭式研修会―神葬祭―を終えて……………	9
庁務日誌抄……………	11
訂正……………	11
「変わらない祈りのために」 キャンペーンについて……………	12



氷川神社 例祭 東游奉奏 8月1日

『日本書紀』

編纂三三〇〇年の歳を迎えるにあたって

白山 芳太郎

京都市伏見区深草にご鎮座の藤森神社（東殿）に祀られている「舍人親王（天武天皇五年・六七六〜天平七年・七三五）」は、飛鳥時代から奈良時代にかけての皇族のお一人で、天武天皇の皇子です。淳仁天皇の父君でもありません。位は一品、官職は「知太政官事」でした。後に贈官があり「贈太政大臣」です。そのような方が『日本書紀』の「編纂総裁」を命じられました。

その『日本書紀』が編纂されて、今年は一三〇〇年にあたります。『日本書紀』の後を継いだ正史の『続日本紀』は養老四年（七二〇）五月癸酉の条に『日本書紀』の編纂終了を記して「是より先、一品舍人親王、勅を奉じて日本紀を修す。ここに至り功成り、奏上す。紀三十卷、系図一卷」とあります。この記事のなかに「日本紀」と書いてあります。かつ『日本書紀』の後を継ぐ正史の書名を『続日本紀』即ち『日本紀』の続編と命名しています。その二点により、書名は「日本紀」であったという説があります。しかし『日本書紀』の各写本を見てみると、巻頭に「日本書紀」と書いてあります。したがって「日本紀」であったのか「日本書紀」であったのか定かではありません。

編纂の開始については『日本書紀』天武天皇十年（六八一）三月丙戌の条に、天武天皇の勅

によって「帝紀、上古の諸事」を記定する事業を開始したとあります。そして『帝紀』や『旧辞』、および、壬申の乱における従軍日記、家々の伝承、半島の史書などを材料に執筆されました。なかに中国の史書を参考にした文飾もみられます。

本書の日本古典としての意義は、『古事記』とともに日本神話を今日に伝えたことにあります。しかし問題点として、『古事記』は、その序文に、天武天皇からの命で「削偽定実」したものであると言うことが書いてある点があります。『偽りを削り、事実を定』めるための作業、即ち、その時代なりに理解不能な部分に手を加えたということです。当時の判断で「削偽」つまり「話の筋を一本化するための異伝削除」を行ったもの、それが『古事記』なのです。そういう手が入った『古事記』に対し、『日本書紀』は「一書曰（あるふみにいわく）」として、家々に伝わった異伝を残そうとしているのが特色です。このような慎重な配慮により、家々によって伝えが異なっていた状況を知ることができます。それにより『古事記』が三巻という短編であるのに対し、『日本書紀』は三十巻の長編となりました。『古事記』より先に着手されたのに、完成した時期が『古事記』より八年遅くなった理由でもあります。



藤森神社本殿 藤森神社提供

したがって『古事記』を読んで『日本書紀』を読まないといえますと、ある一つの見方からの考え方に片寄ってしまいます。一例として『古事記』の列島誕生の段を読んでみます。

「是（こゝ）に伊邪那岐命、先に阿那邇夜志愛登壳袁（あなになしえをとめを）と言ひ、後に伊邪那美命、阿那邇夜志愛登壳袁（あなになしえをとめを）と言ひき。如此（かく）言ひ竟（を）へて御合（みあひ）して、生める子（みこ）は、淡道之穂之狭別島（あはちのほのさわけのしま）。次に伊予之二名島（いよのふたなのしま）を生みき。此の島は、身（み）一

つにして面(おも)四つ有り。面(おも)毎(ごと)に名(な)有り。故(かれ)、伊予国は愛比売(えひめ)と謂ひ、讃岐国は飯依比古(いひよりひこ)と謂ひ、粟国(あはのくに)は大宜都比売(おほげつひめ)と謂ひ、土佐国は建依別(たけよりわけ)と謂ふ。次に隠伎之(おきのみつご)のしまを生みき。亦の名は天之忍許呂別(あめのおしころわけ)。次に筑紫島(つくしのしま)を生みき。此の島も亦(また)、身(からだ)一つにして面(おも)四つ有り。面毎に名有り。故(かれ)、筑紫国は白日別(しらひわけ)と謂ひ、豊国(とよくに)は豊日別(とよひわけ)と謂ひ、肥国(ひのくに)は建日向日豊久士比泥別(たけひむかひとよくじひねわけ)と謂ひ、熊曾国(くまそのくに)は建日別(たけひわけ)と謂ふ」とあり、ここまでで、大八島は淡路島、四国、隠岐、九州の四島が、その初期に誕生することが知られます。

さて、その後を読んでみましょう。「次に伊伎島(いきのしま)を生みき。亦の名は天比登都柱(あめひとつはしら)と謂ふ。次に津島(つしま)を生みき。亦の名を天之狭手依比売(あめのさてよりひめ)と謂ふ。次に佐渡島(さどのしま)を生みき」とあって、壹岐、対馬、佐渡という国境線に沿った島々が出てきます。これは海外との国際交流が発生し、この三島は日本のものだと主張するようになってから、つまり比較的新しい神話であると考えられるのが、大八島のあとに出てくる個所ではないかと思えます。同書に記して、

「然(しか)ありて後、還(かへ)り坐(ま)す時、吉備児島(きびのこじま)を生みき。亦の名は建日方別(たけひかたわけ)と謂ふ。次に小豆島(あづきじま)を生みき。亦の名は大野手比売(おほのてひめ)と謂ふ。次に大島を生みき。亦の名は大多麻流別(おほたまるわけ)と謂ふ。次に女島(ひめじま)を生みき。亦の名は天一根(あめひとつね)と謂ふ」とあります。そうすると、大八島(おほやしま)が生まれ、小豆島、周防大島、姫島(大分県)が生まれているのであって、この四島を加えると、島生みの神話は瀬戸内海周辺と隠岐の八つの島が古いと思います。しかも、ここまでくると隠岐はいかにも不自然。先ほどの壹岐以下三島と同様、本来の大八島に入っていないかつたのではないかと思えてきます。四島で大事な役割を果たした淡路、四国、九州と、児島、小豆島、大島、姫島、それと後述する本州が大八島誕生神話の最初の説ではないかと考えます。本州の誕生は『古事記』では、大八島の最後のところに記して、

「次に大倭豊秋津島(おほやまととよあきつしま)を生みき。亦の名は天御虚空豊秋津根別(あめのみそらとよあきつねわけ)と謂ふ。故(かれ)、此の八島(やしま)を先づ生めるに因りて、大八島国(おほやしまくに)と謂ふ」とあります。古来いわれるように、一音節の語が古く、火(ひ)、門(と)、吾(あ)、汝(な)、鹿(か)、猪(ゐ)などとともに「(ひ)二(ふ)三(み)四(よ)六(む)八(や)」というような数詞が発生段階の日本語の中心でした。つまり一から九まで順に数えるのは中国語です。日本人にとって「指を屈することができない」という意味の「このつ」や「ならべることができない」ということからくる「ななつ」のような四音節や三音節の語は、新しい言語なのです。日本人の数の数え方は世界でも珍しい両手で数える数え方だったようです。HIとHIでHU。MIとMIでMU。YOとYOでYA。それ以上は数えられませんでした。たとえば「このつ」という場合の「この」は「こごむ」とか「こごまる」の「こご」であって、指を屈することが「こご」、それができないという意味。日本人にとって、八が、ある段階での「数えられる最大数」でした。したがって八尋殿が最も大きな御殿、八咫鏡が最も大きな鏡ということになるのです。そのような大八島には、いくつかの異説がありました。『日本書紀』の記載を整理すると、表の通りです。

本文	第一の一書	第六の一書	第七の一書	第八の一書	第九の一書
大日本豊秋津州	大日本豊秋津州	大日本豊秋津州	淡路州	淡路州	大日本豊秋津州
伊予二名州	淡路州	伊予州	大日本豊秋津州	大日本豊秋津州	淡州
筑紫州	伊予二名州	筑紫州	伊予二名州	伊予二名州	伊予二名州
徳岐州	筑紫州	徳岐州	徳岐州	筑紫州	徳岐三子州
佐度州 <small>(徳岐州とふたこ)</small>	徳岐三子州	佐度州 <small>(徳岐州とふたこ)</small>	佐度州	吉備子州	佐度州
越州	佐度州	越州	筑紫州	徳岐州	筑紫州
大州	越州	大州	壹岐州	佐度州 <small>(徳岐州とふたこ)</small>	吉備子州
吉備子州	吉備子州	子州	対馬州	越州	大州

先ほどの『古事記』の伝承は『日本書紀』第七の一書に似ています。同系統の家の伝承ではないかと思えます。しかも『古事記』が大八島ではないとして番外に移していた「吉備の児島」や「大島」は、おおもむね入っています。また瀬戸内から遠く隔たった隠岐と佐渡が早いころより入ることになっていったこと、『日本書紀』第七の一書を除いて「壱岐」「対馬」を入れる説のないことがわかります。諸説を検討してみても『古事記』はかなり進歩的な説であることが知られます。ただし『日本書紀』には前述の中国の史書をもとにした文章の修飾や、純粹な中国文にしようとしたの無理な中国語訳があります。同書を読む場合、古語をできるだけもの形で伝えようとしている『古事記』を参考にしつつ読む必要があると考えます。

本書と和銅五年(七一二)に成立した『古事記』を合わせて「記紀」と言います。「記紀」はともに写し継がれて今日に伝わりました。留意すべき点は、書名に「日本」という国号を有している点です。言うまでもなく、これは中国の史書にならったものです。しかし、その意味が全く異なります。中国の場合は、王朝交代を認める国であり、王朝は次から次へと交代します。したがって、ある王朝の歴史は、その国が滅んだ後、次の王朝の手で編纂されました。周の歴史を書いた『史記』は漢の司馬遷が著したものです。前漢の史書である『漢書』は後漢の時代に著されたものです。『隋書』は唐が作り、『唐書』は宋が作りました。その場合、書名にある国名は、すでにこの世にない過去にあった国の名なのです。しかも『史記』は周が生まれ

てから滅ぶまで、『漢書』は漢が生まれてから滅ぶまでを書いていますが、それぞれの書かれている時代に周なり漢なりが滅んでいるわけですから、周や漢に対して忤度することなく書けます。『日本書紀』の場合は現に存在する我が国のことです。歴代天皇は現にお仕えしている天皇のご祖先です。それだけでなく、遠い過去において登場する臣下の子孫が『日本書紀』執筆時に活躍している可能性もあります。そうすると、さまざまな忤度が起こるであろうことが察せられます。

ただし、中国の史書と比較しての『日本書紀』の特色は、神代から書かれ、至るところで「神と人とのまじわり」が書かれていることです。『古事記』も神代から書いているという点で共通します。事実を神のおこないとして語っている点が両書の特色です。政治をはじめ、裁判・戦争・日々の生活など、神の導きによって人々が行動していた時代のことですから、神話から書き始めることが自然だったのです。前王朝の最後の王の殺害理由から書く、それが中国での自然な書き方だったのです。中国の場合、前王朝の最後の王がどのように悪逆な王であったか、人民がそれによりどれほどの苦勞をしたか、そのため家来はその王朝を倒して新しい王朝を作ったということから書き始めます。そのような悪逆な王がどのような神の子孫であったかを書く必要性を感じなかったのです。それに対し、日本では「おおきみ」についても、從臣についても、どのような神の子孫であるかということから書くことが自然な書き方だったのです。

第二十一代の雄略天皇は「ひとごみ」という神と一日中お付き合いしていたということが『古事記』にも『日本書紀』にも詳しく書いてあります。現代においては考えられないおかしなことだと思われませんが、当時は、それほど人びとにとつて神が身近な存在だったのです。その雄略天皇のことを『宋書』や『梁書』は「倭王・武」と書いています。極東アジアを治める將軍にしてくださいと宋に願い出た人物なのですが、その時の「上表文」が『宋書』に引用されています。そのことから、雄略天皇は、記紀にこれほど荒唐無稽な話が残っているにもかかわらず、実在するとみられてきました。

しかも、稲荷山古墳(埼玉県)出土の鉄剣にエックス線が当てられることにより、金象嵌の銘が出現しました。そのなかに「ワカタケル」という雄略天皇の記紀でのお名前が出てきました。天皇名を「雄略」というような漢字二文字で表記するのは、記紀成立後の淡海三船(奈良時代中期)が考案したものであって、参考になりません。仮名発明後の平安期の『日本書紀』の写本にルビが付されていて「ワカタケ」とあります。しかし、正しくは「ワカタケル」だったのです。そのことは、この稲荷山鉄剣銘で判明しました。記紀には「ヤマトタケル」「タマソタケル」「イヌモタケル」などの名がみられ、「タケル」という古称が知られることからいつて「ワカタケル」が正しいのです。これまでは写本のルビに引つ張られて誤読していましたが、また天武天皇の時代に「天皇」号が成立しますが、それ以前の呼び名は「大王」号だったので、これは、それ以前に発見されていた江田船

山古墳(熊本県)出土の鉄刀銘でも知られることですが、それほど注意されることがありませんでした。当時の史料が一致して「大王」とあることにより、確定しました。

なお、稲荷山鉄劍銘により、「ワカタケル」大王の時代に、この古墳に葬られた人の名が「オワケ」の臣であったことが知られるとともに、その直系の祖先七代の名が判明しました。第十代の崇神天皇が各地に派遣されたた將軍四名(四道將軍)のうちの一人「オオ彦」と、その兄「タカリノ足尼」(「宿禰」の古型は『上宮聖徳法王帝説』や『天寿国繡帳』で知られるように「足尼」)以下六代の名で、その間、それぞれ、歴代の大王に「杖刀人の首」として仕えて「オワケノ臣」に至ったということです。大王家は崇神天皇から雄略天皇まで十一名、ついでいらつしやいますが、兄弟相続が三度あって世代交代は八代です。すると、「オワケ」の家は七代という代数は穏当であり、このことから同鉄劍銘で知られる系図は信憑性が高いとみられます。ならば仕えられてきた大王家の八代というのも自然であるといえます。しかも『宋書』と『梁書』で「讚王」(仁徳天皇)以下五王の実在が確定していて、残り六王の実在性についても、この鉄劍銘の出現によってかなり前進したのです。

昨今、胃カメラに使うファイバー・スコープやロボットなどを、考古学の調査に使う可能性が近づいてきました。医師のようなロボットが、石室の前へ行ってファイバー・スコープを操作し、石室内の遺体とその周辺の映像、例えば墓誌銘などを送ってくるというような未来が

迫ってきたのです。しかも、百舌鳥古墳群には「群」という語がついていますように、天皇陵だけでなく、すべてで四十四基の古墳があります。半壊状態のものもあります。宮内庁により三基が天皇陵に、二基が陵墓参考地に治定されていますので、この五基の調査は無理です。しかし十八基は陪冢です。陪冢というのは主人の死に従って葬られた従臣のお墓のことをさします。これらは天皇の御陵ではありません。したがって、近い将来、ファイバー・スコープで遺体のそばの調査がおこなわれるのではないかと思います。すると文字伝来は一代前の第十五代応神天皇の時代ですから、葬られている人物の銅板の墓誌など、葬られた人物の生前に関する情報も出てくることと思います。すると、本人だけでなく、どなたに仕えた従臣であるとか、あるいは御歴代に何代前から仕えてきた従臣であるというような記載があつて、その中に、仁徳天皇のお名前が、記紀で知られる「オホサザキ」大王というようなお名前が出てくる可能性ががあります。すると、仁徳天皇の御陵そのものを発掘しなくても、陪冢であるという性格上、「オホサザキ」大王にゆかりのある人物の墓であることは確実なのですから、いまは「大仙山古墳」と教科書などで訂正されて呼ばれていますが、「仁徳天皇陵」とお呼びしてよいこととなります。また、その父は仁徳天皇の父君(応神天皇)にお仕えしていて、この人物はその二代目であるというような情報が出てくるとしますと、応神天皇のご実在も証明されることとなります。

文字資料の出土は、今は第二十一代が最古で

す。しかし、文字伝来は上記したようにその六代前のことですので、このようなことが実現すると、多くの文字資料が出てくると察します。なかでも『宋書』や『梁書』に、わが国が使節を送った第十六代の讚王(仁徳天皇)・第十八代の珍王(反正天皇)・第十九代の濟王(允恭天皇)・第二十代の興王(安康天皇)・第二十一代の武王(雄略天皇)の五王と、それら相互の血縁関係が記されていて、そこにみられる「父と子」「兄と弟」などの血縁関係は、記紀とほぼ一致します(短命の第十七代については後述)。いずれ、この五王を中心とする時代、実年代でいうと五世紀の文字資料が、そういった映像により送られてくると察します。

ところで『宋書』は、珍を「前王の弟」と記し「兄」の名を書いていません。しかし、記紀を参考にすると、兄は「在位五年」で亡くなった履中天皇とみられます。この時代は日本に「暦」がまだなかった時代のことですので、「五年」という年数は「暦」伝来後の学者が推定した数です。六世紀に日本に「暦」が伝わりました。しかし、概ね年数を引き延ばしている記紀が、わずかに「五年」で亡くなったと記すほどのかたですので、相当「短命」であったと想像します。宋に自らの就任を伝える使者を送る前に亡くなった可能性が高いのです。そのため、宋は履中天皇について記載していませんので、記載がない理由の説明がつくのです。こういったことは、今後、上記のような新たな文字資料が出現し、明らかにしてくるであろうと思います。すると「第二十一代が最古」という現状から「第十六代が最古」というあたりま

で、つまり五代くらい、実年代で言うと現在は五世紀ですが四世紀まで前進するのではないかと思います。

しかも、ここにきて、もっと古い、きつと三世紀にあたると思われる第十代崇神天皇の「磯城瑞垣宮」について、考えておかなければならなくなってきました。このことは専門書にも書いておられますが、それを平易に一般にも分かるように書かれたのが、平成二十二年七月、大神神社発行の『大美和』に書かれた神戸大学大学院工学研究科教授（専門は建築史）である黒田龍二氏の論文です。

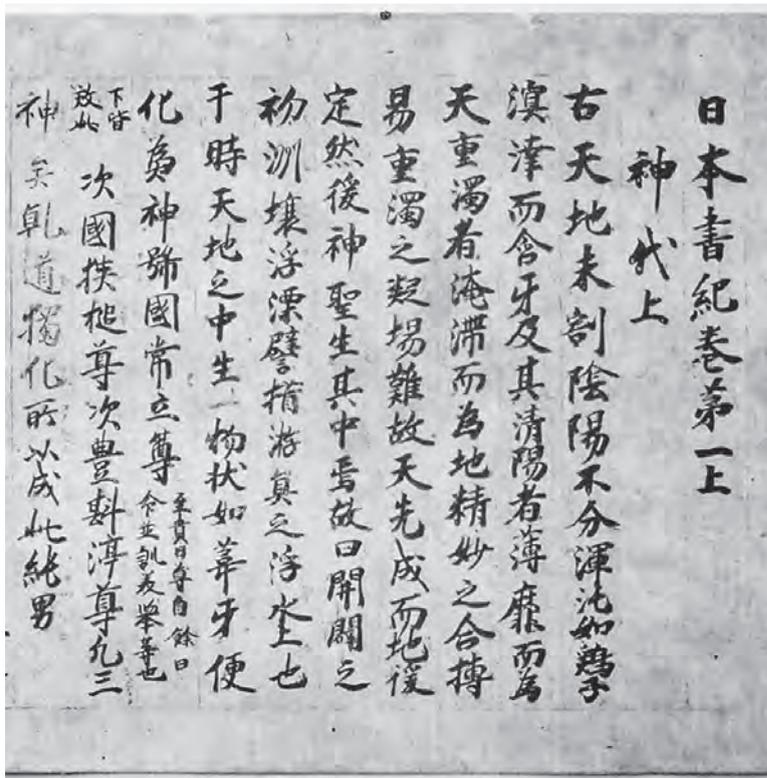
その論文の題は「初期ヤマト王権中枢施設の形とその意味」というものです。同論文によると、「瑞垣宮」は『古事記』の記載では「水垣宮」とあって、纏向遺跡（桜井市）は、宮殿の周囲が巻向川から引いた水路でめぐらされた「水の垣根」の中の宮であり、間口四間掛ける奥行四間の宮殿（天皇宮殿と同じもの）をよこせと要求されて建てられ、古い天皇宮殿を反映しているとみられる「出雲大社」と同じ構造）と、その隣接地の間口三間掛ける奥行二間の神殿（第十一代の垂仁天皇の時代に移築されたと伝える「神宮」と同じ構造）を中心とする遺跡なのです。宮中に祀られていた天照大神を皇居外の笠縫邑に遷したという記録のある崇神天皇六年（実年代で三世紀）の直前の姿であり、したがって、この遺跡は、崇神天皇の宮殿跡であるとする研究が発表されています。これまでは、そのような遺跡の発見もなく、エックス線、あるいはフアイバー・スコープなどによる科学的な研究も予想していなかった時代に、一

方的に記紀への文献批判を行ってきました。ただし、『日本書紀』は皇室の地位を正当化し

権威を高めるための書であるという見方は正しくないと思います。同書が成立する時代というのは、皇室の地位がゆるぎないものになっていて、そのような史書を書くことによって地位を正当化しなければならぬ時代ではなかったからです。

ところで、神武天皇の即位の年の記載は『古事記』にはありません。『日本書紀』にしかないものです。これは「暦伝来後の学者が、神武天皇は百二十七歳、崇神天皇は百二十歳、垂仁天皇は百四十歳まで生きられたという机上の計算を、当時の陰陽道の学説に基づいて行って得られた結果であって、そういう長生きであったと言う伝承があるわけではないのです。皇位継承の系図は「暦」伝来以前からの口碑に基づき記録されたものですか、信頼するに足るのです。したがって皇位継

承の系図を正しいとみますと、第一代の神武天皇から『日本書紀』の最後である推古天皇までの代数が三十三代と記されているのですから、その間、兄弟相続がかなりあって、一世代の交替に要する年数を三十年くらいとみますと、兄弟相続を加味して平均しますと一代に要する年数は約二十年となります。すると三十三代の間に何年の月日が流れたかと言えば、約六〇〇年です。したがって神武天皇の即位は、実年代の



熱田神宮蔵『日本書紀』 熱田神宮提供

明らかかな七世紀の推古天皇から逆算して一世紀ころとなります。

歴史の第一要件は「いつ」であるということ。「歴」のない時代にまでさかのぼらせてはならないのであって、絶対年代の推定は考古学などの進歩を待つ必要があります。「いつ」ということ、絶対年代がわからないということだけで事実を否定してしまうというのは今日では無理です。歴史学が今起きているような考古遺跡の調査を予測できていなかったことによる一種の傲慢ではないかと思えます。敬虔に『日本書紀』を読み直すべき時に今はあると思えます。そういう意味でも同書の「編纂総裁」を勤められた舍人親王と「編纂総裁」の指揮のもと編纂の実務に当たった人びとに対し、深く感謝をせざるを得ません。

さて、仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群・応神天皇陵を含む古市古墳群が世界遺産となりました。「群」というのは、上述の通り、御陵ばかりではなく、陪塚など小さな古墳も含めた世界遺産であって、それらを一括して令和元年五月、ユネスコの諮問機関が行った調査により、世界遺産になったのです。世界遺産となつて世界が認めていることであり、日本の教育者、彼らに教科書や指導書を提供する学者たちが「大仙山古墳」であつて仁徳天皇陵であるという確証はないとして疑問視しているだけなのです。大英博物館に、英国からやって来たお雇い外国人らが帰国前に仁徳天皇陵に踏み込んで撮影し持ち帰った写真集が収蔵されています。文化財保護法もなく、当時のフェノロサが日本人は古いものを大切にしないと嘆いた時代、仁徳

天皇陵であると承知の上での映像資料です。そういつたものも調査の上での世界遺産認定ですから、かなり確実性が高いのです。しかも、仁徳天皇の時代は、この国にとって、国際化の幕開けの時代でした。ですから、大陸からやってきて瀬戸内海を航行する使節団の船から見える景観を意識し、まず古市の応神天皇陵を完成し、その後、まもなく、つまり仁徳天皇ご生前にその仁徳天皇陵建設に着工したらしいということも知られています。

なお、『日本書紀』全三十巻は、二種の人がとが分担執筆したものであり、そこに用いられた中国語の上手さのレベルにより、 α 群、つまり中国語ネイティブの人が執筆した部分と、 β 群、つまり純粋日本人が執筆した部分とに二分されるということが明らかになっています。純粋日本人は、中国語の動詞と目的語の語順が逆になりやすいのです。正しくは「鎮地」というべきなのに「地鎮」と目的語を先に言ってしまう。また難しいのは否定語です。例えば「非常口」といいますが「不常口」とはいけません。「不可能」といいますが「非可能」とはいけません。中国語の「非常口」や「不可能」を丸暗記するだけで、なぜなのか理解できていません。すると「不常口」と書いたり、「非可能」と書いたりします。そういうことをきちんと書けるのが中国語ネイティブの人です。そういう中国語学の方から研究したのが森博達氏で、その研究には言語学の最高の賞である金田一賞が与えられています。

たとえば今日、普通に使われている「神道」という語が『日本書紀』に登場します。しかし

「神道」という語は森博達氏の『日本書紀』の語学研究により知られる α 群（『日本書紀』巻十四〜二十一、二十四〜二十七）と β 群（『日本書紀』巻一〜十三、二十二〜二十三、二十八〜二十九）という分類のなかの「 α 群」に見られる語なのです。

α 群は正確な中国文で書かれています。しかし β 群は倭習（中国文をきちんと書けない人の書き癖）が多いのです。「神道」の語はその中の α 群、つまり中国語ネイティブの人が執筆した部分にしか出てこない語なのです。しかも、同じ八世紀の日本人である太安万侶が筆録した『古事記』のなかには一度も登場しない語です。その他、当時の日本人が執筆したことが明らかな『風土記』や『万葉集』、あるいは仏教の立場から書いた『日本霊異記』などで一度も登場しない語です。

つまり、日本人が仏教伝来後、仏教と区別するためにそれまでの在来の信仰を表わすために用いた語は「神道」ではなく、『古事記』にみられる「本教」「神習」及び『日本書紀』にみられる「神教」「徳教」「大道」「古道」なのであって、それを中国語訳すると「神道」となったのです。すると、神道は「教」ではなく「道」であるという論を持ち出す場合には「古道」や「大道」という語に基づいて考えるべきであり、また「本教」「神教」「徳教」という捉え方もあるわけですから、むやみに「教」ではないというのは危険だと思えます。

『日本書紀』編纂一三〇〇年の歳を迎えるにあたり、以上、考察しました。

（皇学館大学名誉教授・文学博士）

令和二年度ミニ講座「神社実務研修会」報告

大澤 佳 広

七月二十七日、及び八月二十四日の両日、埼玉県神社庁顧問税理士である大野公義先生を講師にお招きし「宗教法人の税務と会計」と題して、ミニ講座「神社実務研修会」を開催致しました。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、神社庁では初の試みとなるWEB会議システム（以下、Zoom）を利用しての実施となりました。これにより移動の時間が省け、遠隔地からの受講も容易となることから神社本庁、他府県神社庁にも通知したところ、県内外から百四名（二日間合計）が参加しました。

第一回目は、税務や会計について広く学ぶ講義形式としました。第一講は税務を中心に、源泉所得税について、国税庁作成のリーフレットに掲載してあるQ&Aの事例を紹介しながら課税となる条件について話されました。次に消費税について、多くの社寺が授与品としている御朱印帳が、一般の店舗で販売されています。国税庁の要綱において、絵葉書や暦等の物品販売業（収益事業）の欄に明記されており、課税対象と見做されていること等についてお話をされました。

小休止を挟み、第二講では会計を中心に、宗教法人法・神社財務規程・神社規則準則といった各種の法令や条文をよく理解した上で適切に処理をしなければならぬと話されました。

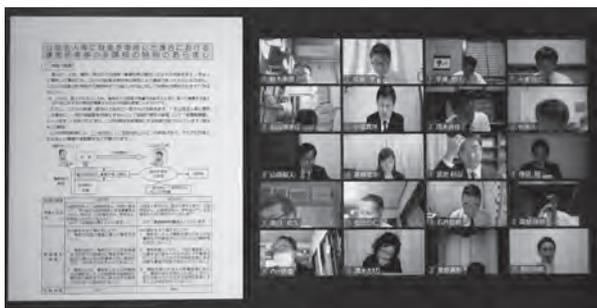
例えば宗教法人法では、予・決算書の提出が義務ではないことから作成していない神社もあると思われれますが、各神社の規則は神社本庁の示す規則準則に倣い作られております。規則には、予・決算について責任役員会議での議決と、総代会への報告が明記されていることから、支出に関する余計な問題を回避する上でも作成すべきであるとの認識をお示しにされました。結びにはコロナ禍における各種の助成金や支払い猶予についてお話をされ第一回目の講義を閉じられました。

第二回目は前回の提出課題（アンケート兼レポート）として、受講者から

ご提出いただいた日頃の疑問等について、大野先生にご説明いただく場とさせていただきました。すなわち源泉所得税の徴収義務の範囲、収益事業の要件、多くの神職が最も気になるところでは前回でも触れた御朱印帳の取り扱いについて話されました。例えば自社の御朱印帳を授与されているお社も多く有ると思われれますが、朱印を押印して授与したとしても非課税とは見做されないのかと指摘されました。また御朱印帳に御守を付して授与すれば課税を免れられるのではといった発想は、神道の理念に反することとなり、却って税務署の判断基準をより厳しいものにし、非課税だったものを課税対象にされる恐れがあるのではと、警鐘を鳴らされました。その他、非常に多岐に亘る内容について前回のお役も兼ね、二コマを用いて一つ一つ丁寧に解説していただきました。講義終了後の質疑応答では、受講者から投げかけられた様々な質問に対して先生なりのご解釈の下、懇切丁寧に説明下さりました。

今回のミニ講座「神社実務研修会」は、冒頭で述べました通り、今回、初の試みとなるZoomを使用している研修のため、普段とは勝手が違い、行き届かない点も多々有り、受講された皆様にはご不便をお掛けしたと存じます。当班におきましても、アンケートをお寄せいただいた皆様からのご意見やご要望を参考にし、今後の研修に繋げてゆきたいと考えておりますので、引き続きのご受講をお願い致します。

（教化委員会研修部班長）



Zoomを使用した神社実務研修会



大野公義先生

令和二年度教化研修会報告

宮本 修

去る九月八日、WEB会議システム「Zoom（ズーム）」を利用し、埼玉神社庁研修所主催・同教化委員会主管による、教化研修会を三十四名の参加のもと開催した。この研修会は、コロナ禍での新しい試みである。

今年度の教化研修会は『神宮大麻の歴史と意義について』と題して、我々神職が頒布奉仕者として今一度、神宮大麻の歴史や意義、奉製過程から頒布までの理解を深め、氏子崇敬者に対して、分かりやすくその意義を伝えられることを目的とした。

第一講では、皇學館大学文学部神道学科教授松本丘先生により「神宮大麻の歴史と意義」と題して講演をいただいた。

はじめに、御師は鎌倉時代ごろ、公地公民制が崩れ荘園制度へ移行する中で、経済基盤を作るために始まった。この時代は御祓大麻（中臣祓いをとなえた数だけ幣串を箱に納めたもの）を「お祓箱」として檀家に配った。また、檀家では大麻を高所に奉安したのが神棚の起りであるともいう。

次に、神宮の変革として、明治四年の御師の廃止、翌五年に神宮司庁による大麻の公的頒布が開始され、今までさまざまだった形状を統一して現在に踏襲されている。また、明治天皇の思召しにより、他神社の神札とは別格で神宮の御札は特別の位置づけがされていると説明された。

次に、頒布体制の変遷として、神職による頒布の始まりは神社界の厚い要望によるもので、戦後には神宮司庁が神社本庁に委託することとなり、大麻頒布は本宗奉賛の柱となった。敬神崇祖の国民精神を維持するには、神宮大麻の頒布は欠かせないことであり、「一千万家庭奉斎」を目標に頒布活動が現在まで行われていると話された。

次に、大麻の性格については、「御祓説」「神霊存在説」「御徴説」に分けられるが、大御霊については定義されていないので、氏子崇敬者に説明する

際は、各神職個人に委ねられているのが実情である。皇祖への敬仰は、個人的な営みを越え国民精神の統合をもたらすもので、その象徴として神宮大麻がある。大麻と氏神神札を併せ祀ることで氏神の御神徳も増進する。大麻は神職が頒布するのが唯一無二の方法であり、先輩神職の長年の努力、要望によってできた体制であるので、先人の思いを受け継いで大麻頒布という神聖な仕事に従事していく必要がある。

最後に、江戸時代から各家庭に祀られてきた伝統は絶やしてはならない。純粹な国民の信仰心を養うことに神宮大麻の頒布は欠かせない。節目に向けて新たな形で大麻頒布の活動が更に活性化して、大麻頒布の歴史がこれまでの通り続くように願ってやまないとまとめられた。

第二講では、埼玉神社庁参事武田淳先生により「神宮大麻くお伊勢さま・氏神さまと家庭のまつり」と題して講演いただいた。

まず、神宮大麻は皇大神宮の御神璽であり、神宮大麻を全国の家々に祀り国民が拝礼するのは、皇大神宮の大御前を直接参拝するのと同じ意義があるとされた。一般の神札とは性格を異にし、個人的祈禱の証として頒布されるのではなく、国民が常に神宮に敬意を表すための表象であると共に国家安泰と皇室の御安泰を国民齊しく祈り上げ奉るものである。しかし、その後であれば、それぞれの家庭の安全、家族の健康などを願っても不都合はないはずと述べられた。

次に神宮には頒布部という神宮大麻や神宮暦を始め、御守・神棚などを奉製する部署がある。部内には頒布課と奉製課とがある。この内、頒布課は主に神宮大麻の全国発送を担当する。また、奉製課は神宮大麻や御守を担当する第一奉製所と、大麻の生地になる真板や麻串・神棚の奉製を担当する第二奉製所に分かれている。第二奉製所



武田淳先生



松本 丘先生

では、丸太から大板の真板になるまでの製材工程、麻串の奉製工程がある。第一奉製所での神宮大板になるまでの奉製工程があることを示された。

また、一年間の祭典として一月上旬、今年の大板と暦の奉製始めを大御神に報告し、神宮禰宜が最初の大板に御璽を押捺する大板奉製始祭、四月には大板の真板や麻串の御用材を伐採する大板用材伐始祭、九月十七日には神宮大板奉頒布始祭、十二月下旬には大板奉製終了祭、翌年三月五日には神宮大板奉頒布終了祭が行われている。また、毎月二〜三回大板修祓式の諸祭儀が行われている事を説明された。その後『神宮大板』お伊勢さま・氏神様と家庭のまつり〜』というDVDを視聴した。最後に『神社における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を基に年始に向けて境内における感染拡大予防対策について解説された。

講演の後、約一時間に亘り班別討議を行った。主題は、神職一人ひとりが神宮大板を一体でも多く増頒布するための、努力、知恵、工夫、可能性についてである。討議は、班員が進行役を務め、発表の時間は時間の都合上とれないので、班でまとまった意見をレポートにまとめ、結論発表とした。この討議内容は、神社によって取り巻く環境が千差万別であり、意見の集約が難しいようであった。議論が煮詰まった場合を想定し、もう一題設けた。コロナ禍での恒例祭などの対応策、ウィズコロナ・アフターコロナについて、加えて遙拝を行う場合、御朱印の郵送等についてである。こちらの方が身近なことで討論しやすかったようである。その後定刻になり、閉講式を行い、無事に研修会を終了した。

(教化委員会研修部班長)



感染拡大予防対策についての解説

祭式研修会 ― 神葬祭 ― を終えて

原 泰明

八月二十七日、祭式研修会が、三十三名の参加で行われた。本年は新型コロナウイルス感染症予防対策としてWEB形式により開催された。講師は祭式講師の原と祭式助教の篠田宣久が担当した。

まず、原より「神葬祭の基礎知識」と題して神社本庁編「神葬祭の栞」を中心に、神葬祭の儀式の説明を行った。その中で、特に儀式には御霊に対するものと、亡骸に対するものがあること、また、遷霊後の御霊について、仮御霊舎に奉遷後は動かさない、葬祭場や火葬場へは御霊は奉持しないのが本義である事を説明した。

次に、篠田助教には「神葬祭 私の実践例」と題して実際に行っている神葬祭を例に挙げてお話し頂いた。実践していく中での注意点や失敗談、また、昭和天皇の崩御に伴う儀式について我々が行っている神葬祭と照らし合わせて説明された。

事前に受付けた質問の中で「神葬祭を一日で行う事ができないか」というものがあった。一般会葬もなく家族のみで行う葬儀が増加傾向にある昨今、二日間の葬儀は費用面でも家族の負担が大きいため、必要に迫られている質問と思われた。

以前、神葬祭はほとんど自宅で行われていた。儀式の中で遷霊された御霊は、家の守護神として仮御霊舎に祀られ、御霊舎に合祀されるまで仮御霊舎から動く事はなかった。遷霊祭も秘儀として神職のみで行っていた地方もあったようである。

また、通夜祭は「もがり」の遺風である。もがりは、朝夕饌膳等を薦めて蘇生を願いつつ生前の如く遇するものであり、本来は期間が決まったものではなく、死後から葬儀前夜まで家族によって行われていたものである。

それらの事を踏まえると、葬儀前日に神職が喪家に出向いて遷霊祭を行い、御霊を仮御霊舎に奉遷し、翌日は亡骸のみを葬祭場へ移し告別式を行えば、儀式の本来的意味を変える事なく、また、単に儀式を省略するだけではない形で、一日で行う神葬祭が奉仕出来るのではないだろうか。

儀式の持つ意味や作法あるいは歴史を調べて理解し、現状と照らし合わせて葬儀のあり方を考えていく機会にして頂きたい。

(神社庁祭式講師)



篠田祭式助教



原祭式講師

庁務日誌抄

7・22	神社新報社座談会 武田参事出席 研修部会(宮本班)	WEB会議	9・9	宮司任命辞令交付式	於 神社庁
7・27	研修部会(宮本班) ミニ講座「神社実務研修会」五十二名受講	WEB会議	9・11	研修部会(大澤班)	WEB会議
7・30	事業部会(蘭田班)	WEB研修	9・17	神宮大麻暦頒布始祭にて 奉安の神宮大麻及暦授与式	於 神社庁
7・31	参事任命式 武田参事出席 武蔵一宮氷川神社例祭	WEB会議	9・18	武田参事参列	於 神宮
8・1	中山庁長他参列	於 神社本庁	9・23	大野元裕埼玉県知事へガイドライン提出 中山庁長・高麗副庁長・ 東角井理事・武田参事出向	於 神宮
8・3	月次祭	於 大宮・氷川神社	9・24	事業部会(蘭田班)	WEB会議
8・8	日本会議理事会 武田参事出席	於 神社庁	9・25	神宮大麻暦頒布始祭	於 神社庁
8・10	事業部会(嶋田班)	WEB会議	10・1	神宮大麻暦頒布始祭	WEB会議
8・11	庁報編集会議	WEB会議	10・5	月次祭	於 神社庁
8・15	研修部会(大澤班)	WEB会議	10・6	教化広報部会(新渡戸班・大澤班)	WEB会議
8・18	埼玉県護国神社みたま祭り	WEB会議	10・8	清水勇人さいたま市長へガイドライン提出 東角井理事・武田参事出向	WEB会議
8・19	各支部からの奉賛金を奉納	於 埼玉県護国神社	10・9	祭式講師打合せ会	於 さいたま市役所
8・24	第一回神社とオンラインに関する研修会 (大阪府神社庁主催)	WEB研修	10・11	西村康稔経済再生担当大臣へガイドライン提出 高麗副庁長・武田参事出向	WEB会議
8・26	茂木主事・藤野録事受講	WEB研修	10・17	教化委員会役員会	於 内閣府
8・27	正副庁長会	WEB会議	10・31	東京都神社庁神社実務研修会 武田参事講演	WEB研修
9・1	「変わらない祈りのために」 ガイドライン意見交換会	WEB研修	10・31	神政連県本部一時局対策研修会 二十二名受講	WEB研修
9・3	祭式研修会 三十三名受講	WEB研修	10・31	任 任	任 任
9・8	月次祭	於 神社庁	10・31	藤井 厚彦 新 鬼鎮神社権欄宜 (比 企)	10・31
9・8	NHK FMラジオ 「日刊!さいたま」	於 NHKさいたま放送局	10・31	中村 薫 新 八幡神社権欄宜 (埼玉東)	10・31
9・8	武田参事 出演	於 NHKさいたま放送局	10・31	原 泰明 兼 赤城神社他十一社宮司(入間東)	10・31
9・8	教化研修会 三十四名受講	WEB研修	10・31	新井 桂祐 兼 水川神社権欄宜 (入間東)	10・31
9・8	第二回神社とオンラインに関する研修会 (大阪府神社庁主催)	WEB研修	10・31	石井 祥彦 兼 白髪神社宮司 (大里児玉)	10・31
9・8	武田参事・高橋録事受講	WEB研修	10・31	中村 邦彦 兼 八王子社他一社特任宮司(さいたま)	10・31
9・8		WEB研修	10・31	澤田 典子 兼 高坂神社他十八社宮司代務者(比 企)	10・31

8・28	榎森 恭司 新 鷲宮神社権欄宜 (さいたま)
	旧 香取神社権欄宜 (さいたま)

免	3・31	山川 康弘 本 水川神社権欄宜 (北足立)
	5・31	浅見 浩之 本 両神山両神社権欄宜 (秩 父)
	8・31	原 将英 兼 赤城神社他十一社宮司(入間東)
	8・31	岩田 行功 兼 若御子神社権欄宜(秩 父)
	8・31	岩松 新岳 兼 白髪神社宮司 (大里児玉)
帰	8・31	稲荷神社宮司 安藤 憲彦 (埼玉東)
		(七月二十五日 享年七十五歳)
		彦江神社宮司 鈴木 重保 (埼玉東)
		(八月十八日 享年八十四歳)
		八宮神社宮司 千鳥 孝一郎 (比 企)
		(十月三日 享年八十三歳)

訂正

訂正	同七ページ上段三十七行目	瀧宮神社権欄宜(埼玉東)
	(誤)7・15 渡邊直紀 本 瀧宮神社権欄宜(埼玉東)	
	(正)7・15 渡邊直紀 本 瀧宮神社権欄宜(大里児玉)	
	同七ページ下段十六行目	
	(誤) 田口栄樹	
	(正) 田口英樹	
	同七ページ上段十四行目	
	(誤)6・9 研修部会(宮本班)	於 神社庁
	(正)6・9 研修部会(宮本班)	WEB会議
	(誤)6・9 研修部会(大澤班)	於 神社庁
	(正)6・9 研修部会(大澤班)	WEB会議

「変わらない祈りのために」
 キャンペーンについて
 埼玉県神社庁



新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みとして、「新しい生活様式に準じた新しい参拝方法を提案する」「変わらない祈りのために」キャンペーンは、埼玉県神社庁と大阪府神社庁が中心となって企画し、神社本庁が協力しています。十月十日現在、全国三十都府県の神社庁が賛同しています。

本キャンペーンは全国的な展開を見据え、感染の影響が地域毎に異なることも念頭に置き、共通して使用できるポスターやチラシ、柄杓を使わない手水作法のイラスト、身体的距離を保つための足型等の素材のほか独自の印刷物作成の際に使用できる「変わらない祈りのために」のロゴマークを作成しました。当県の各神社には、支部を通じてポスターとチラシを配布しています。

また、感染制御学博士の菅原えりさ東京医療保健大学教授の監修により『神社における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を策定しました。ガイドラインは、菅原先生が社境内を実際に視察した上で助言戴き、武田参事が素案を作成、八月二十六日には菅原先生はじめ賛同神社庁の関係者などとWEB会議にて意見交換会を実施した上で完成させました。ガイドラインと素材は、九月一日から当県神社庁ホームページの「お知らせ」に公開しています。これらは許可申請の必要はなく、自由に使用することが出来ますので、是非ご活用下さい。

尚、九月二十三日、中山庁長・高麗副庁長・東角井理事・武

田参事が、大野元裕埼玉県知事に本キャンペーンの趣旨への理解を求めガイドラインを提出しました。十月五日、東角井理事・武田参事が、清水勇人さいたま市長へ同様にガイドラインを提出しました。十月六日には、高麗副庁長・武田参事が、山谷えり子神政連国会議員懇談会副幹事長・有村治子神政連国会議員懇談会副幹事長・打田文博神道政治連盟会長が同席のもと、西村康稔経済再生担当大臣へガイドラインを提出しました。これらに併せ、報道各社の取材にも対応しました。

また、十月二十七日・二十八日、当県の神職・神社職員を対象にガイドライン説明会をWEB会議にて予定しています。さらに、十一月四日・五日、WEB会議では出席できない方を対象に、人数制限などの感染症対策を行い、当県神社庁にて説明会を予定しています。

尚、ガイドライン(第二版)は、神職総会資料にも掲載しておりますので御利用下さい。

今後、秋から冬にかけて、参拝者が増加し社頭が密になることが予想されるなか、氏子崇敬者の方に安心して参拝して戴くためにも、ガイドラインを参考に各神社の実情に即した感染症対策を行って戴きますようお願い申し上げます。



大野埼玉県知事を訪問



清水さいたま市長を訪問



西村経済再生担当大臣を訪問